

2.3 社会的・文化的状況

2.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

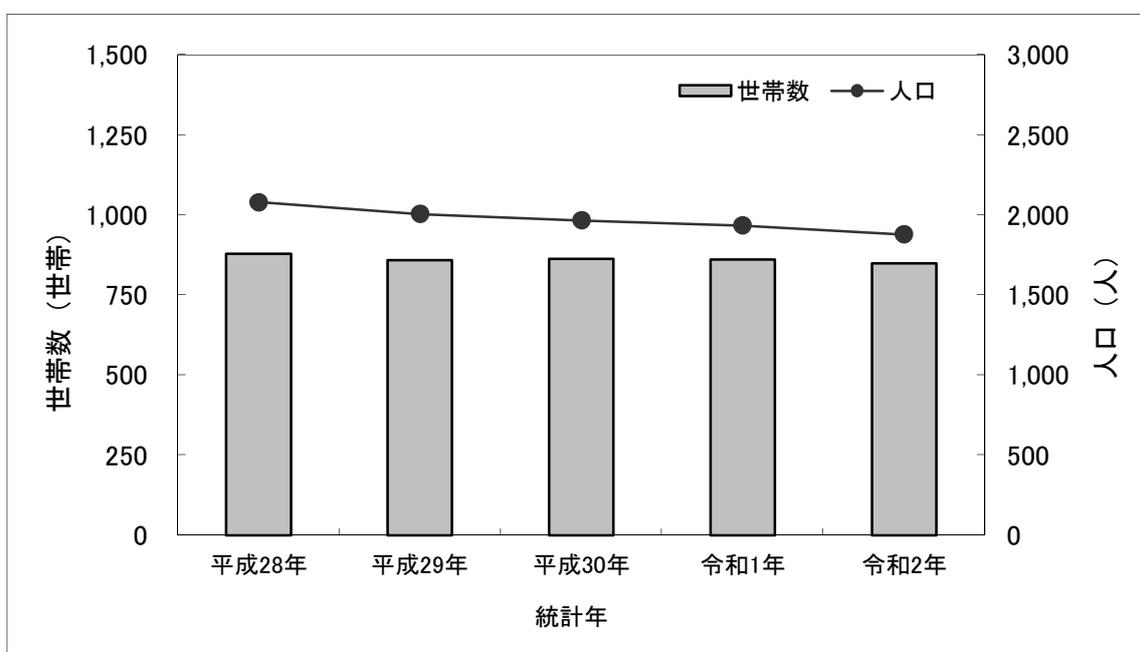
基本的な調査対象範囲における人口及び世帯数を表2.3.1-1に、各市町全体の人口及び世帯数の経年変化の経年変化を図2.3.1-1に示す。

基本的な調査対象範囲には4地区が含まれており、地区の人口比較では京丹後市野間須川が75人、35世帯と最も多かった。また、伊根町、京丹後市及び宮津市における世帯数は平成28年度からほぼ横ばいであるが、人口はやや減少傾向である。

表2.3.1-1 基本的な調査対象範囲における人口及び世帯数

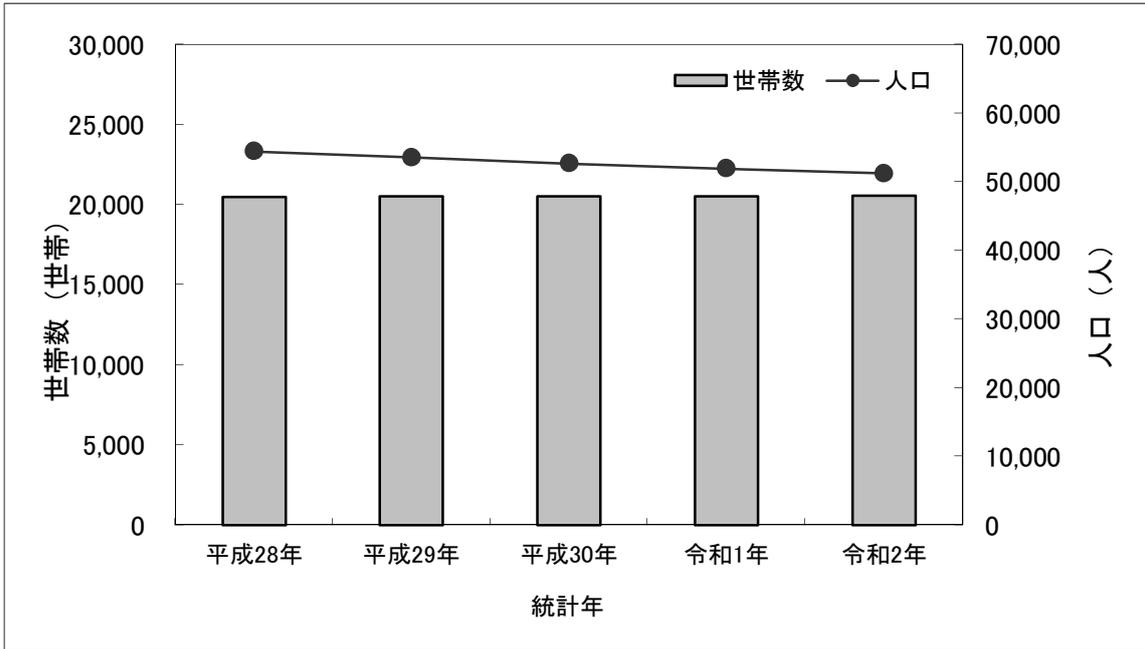
市町名	字名	人口	世帯数
伊根町	筒川吉谷	—	—
	筒川足谷	—	—
	全体	2,110	873
京丹後市	野間須川	75	35
	全体	55,054	20,469
宮津市	日ヶ谷藪田	6	3
	全体	18,426	7,738

出典等：「平成27年 国勢調査」（平成27年 総務省が運営するホームページ）を参考に作成した。



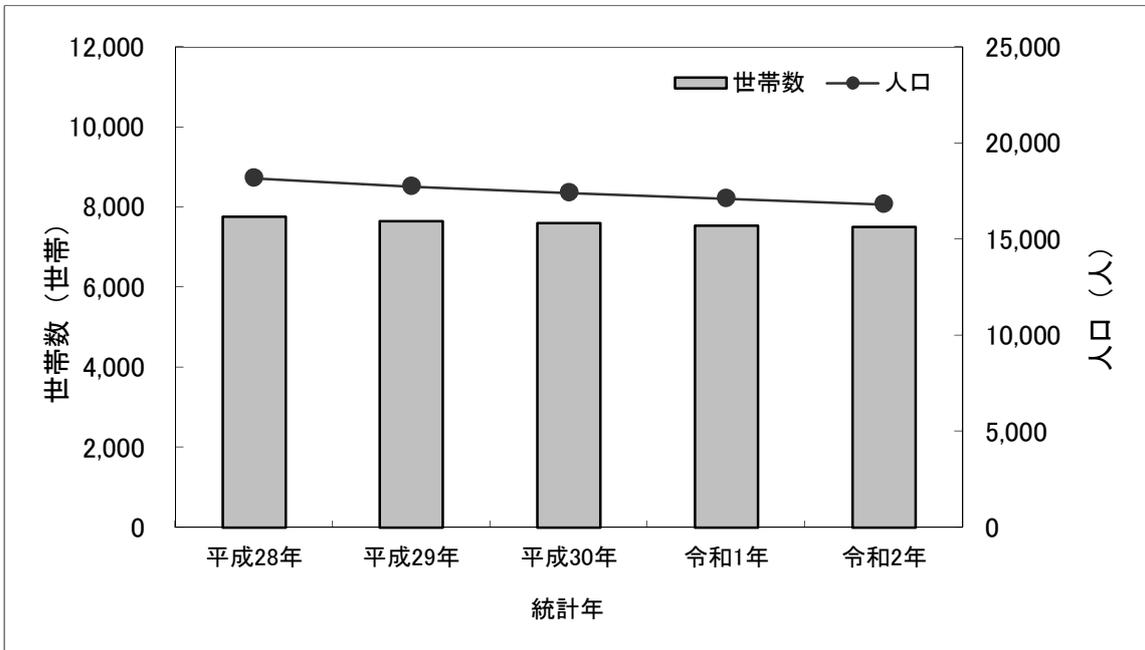
出典等：「京都府推計人口」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

図2.3.1-1 (1) 伊根町の世帯数及び人口の経年変化



出典等：「京都府推計人口」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

図2.3.1-1 (2) 京丹後市の世帯数及び人口の経年変化



出典等：「京都府推計人口」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

図 2.3.1-1 (3) 宮津市の世帯数及び人口の経年変化

(2) 産業の状況

平成27年度の伊根町、京丹後市及び宮津市における産業別の生産高を表2.3.1-2に示す。

分類別では、第三次産業の占める割合が最も大きかった。

業種別でみると、伊根町においては建設業の割合が最も大きく19.7%、次いで公務で15.2%、農林水産業で13.6%であった。京丹後市においては鉱業及び製造業の割合が最も大きく15.8%、次いで保健衛生・社会事業で14.0%、不動産業で13.4%であった。宮津市においては不動産業が最も大きく14.2%、次いで鉱業及び製造業で11.4%、保健衛生・社会事業で8.9%であった。

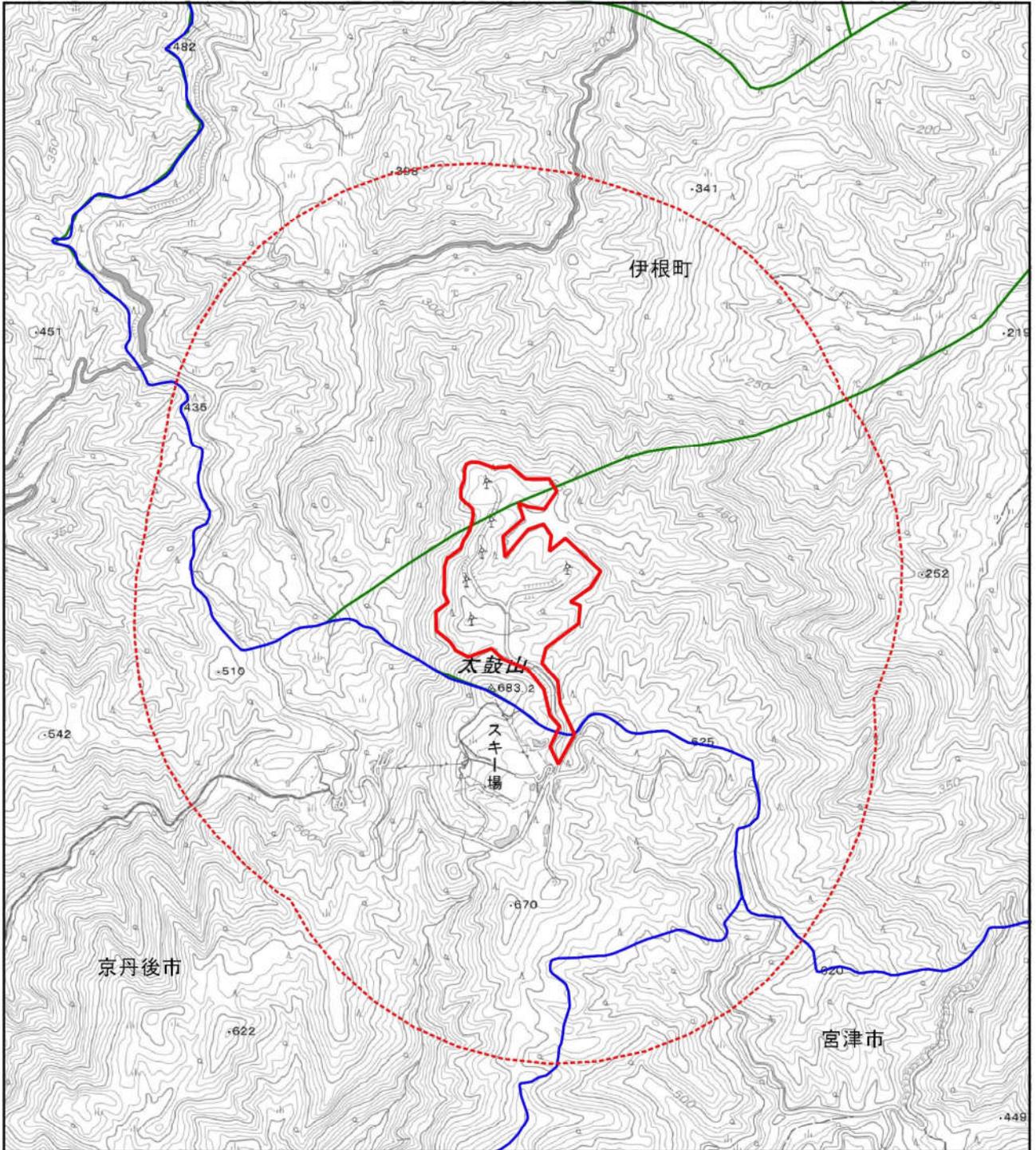
表2.3.1-2 平成27年度の伊根町、京丹後市及び宮津市における産業別の生産高

項目	市町村		伊根町		京丹後市		宮津市	
			(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
第一次産業			840	13.6	4,034	2.6	1,128	1.7
農林水産業			840	13.6	4,034	2.6	1,128	1.7
第二次産業			1,448	23.4	34,729	22.4	10,688	1
鉱業及び製造業			232	3.7	24,492	15.8	7,350	11.4
建設業			1,216	19.7	10,237	6.6	3,338	5.2
第三次産業			3,834	61.8	114,496	73.8	52,141	80.7
電気・ガス・水道業			134	2.2	4,303	2.8	1,959	3.0
卸売・小売業			82	1.3	13,115	8.5	5,687	8.8
金融・保険業			139	2.2	6,148	4.0	3,524	5.5
不動産業			582	9.4	20,798	13.4	9,146	14.2
運輸・郵便業			205	3.3	3,947	2.5	4,065	6.3
情報通信業			132	2.1	3,795	2.5	1,308	2.0
宿泊・飲食サービス業			510	8.2	10,419	6.7	4,674	7.2
専門・科学技術、業務支援サービス業			0	0.0	3,017	1.9	2,259	3.5
公務			941	15.2	12,274	7.9	5,286	8.2
教育			491	7.9	7,201	4.6	4,260	6.6
保健衛生・社会事業			536	8.7	21,732	14.0	5,753	8.9
その他のサービス			82	1.3	7,747	5.0	4,220	6.5
総生産（控除含まず）			6,122	100.0	153,239	100.0	63,957	100.0
（控除）帰属利子等			40		992		414	
総生産（控除後）			6,187		154,875		64,631	

出典等：「平成27年度 市町村民経済計算」（京都府が運営するホームページ）を参考に作成した。

2.3.2 行政区画の状況

基本的な調査対象範囲の行政区画を図2.3.2-1に示す。対象事業実施区域は主に伊根町内で、南端部は京丹後市に位置している。



凡例

- 京都府行政区域
- 字界

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.2-1 行政区画図

出典等：「国土数値情報 行政区域」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考に作成した。

2.3.3 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

基本的な調査対象範囲における土地利用現況図を図2.3.3-1に示す。

対象事業実施区域内の土地利用区分は主に森林であるが、約3haが既設太鼓山風力発電所の用地であり、一部建物用地が含まれている。また、対象事業実施区域に近接する建物用地とは、森林公園スイス村である。

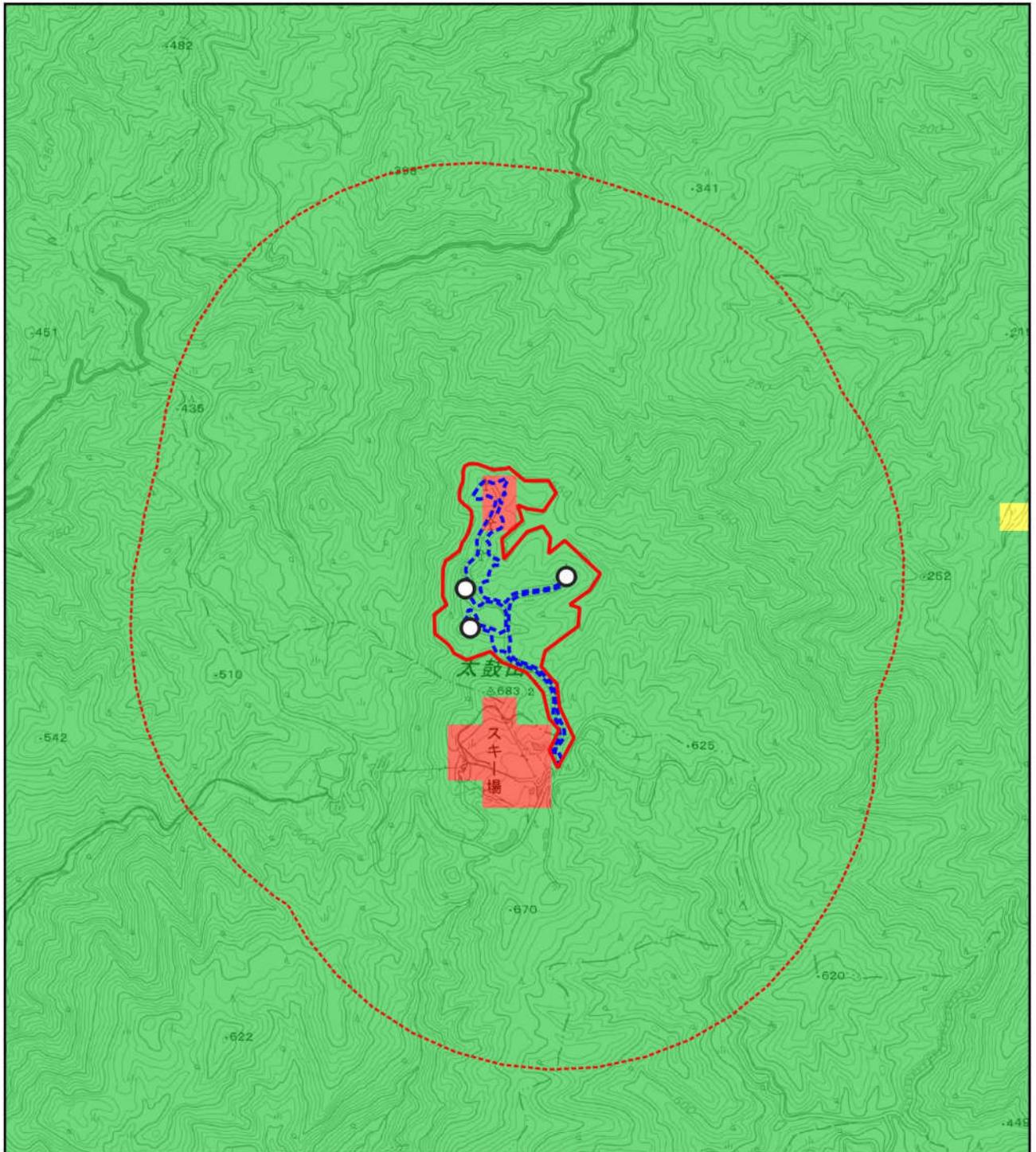
(2) 既存の風力発電施設の状況

対象事業実施区域では、既設太鼓山風力発電所が稼働している。風力発電施設の概要を表2.3.3-1に、位置を図2.3.3-1に示す。

表2.3.3-1 既存の風力発電施設の概要

名称	太鼓山風力発電所
事業場所	京都府与謝郡伊根町字野村小字太鼓山地内
運転開始	平成13年11月
設置台数	3基
出力	2,250kW (750kW×3基)
運転管理	京都府公営企業管理事務所

出典等：「太鼓山風力発電所の概要」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

■ 森林

■ 田

■ 建物用地

■ 太鼓山風力発電所用地

□ 対象事業実施区域

□ 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.3-1 土地利用現況図

出典等：「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考に作成した。

2.3.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

基本的な調査対象範囲には湖沼、海域が存在しないため、本項では河川及び地下水の利用状況を整理する。

(1) 河川の利用状況

①漁業権

基本的な調査対象範囲においては、対象事業実施区域の南西側へ流下する宇川の支流である3河川が水面漁業権設定区域に含まれている。当該区域の内水面漁業権の概要を表2.3.4-1に、内水面漁業権の設定区域を図2.3.4-1に示す。

なお、対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置している。

表2.3.4-1 調査対象範囲における内水面漁業権の概要

漁業権者	住所	漁業権漁種	漁業権区域
野間漁業協同組合	京丹後市弥栄町野中	あゆ、うなぎ、ます類	京丹後市丹後町小脇から上流の宇川本支流

出典等：「京都府内の第5種共同漁業権の概要」（京都府内水面漁業協同組合連合会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

②水源

基本的な調査対象範囲内では、表流水を水源とする簡易水道事業は行われていなかった。参考として、最寄りの簡易水道である伊根中央簡易水道（対象事業実施区域の北東約6kmに位置）の概要を表2.3.4-2に、位置を図2.3.4-2に示す。なお、平成30年度に伊根中央簡易水道を含む4つの簡易水道と1つの飲料水供給施設が統合され、名称としては伊根町簡易水道となっている。

対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置しており、伊根町簡易水道は筒川の河川水を地域住民に供給している。

表2.3.4-2 調査対象範囲における簡易水道事業の概要（河川水等利用）

名称	給水区域	計画給水人口	給水人口 (H31.3.31)	計画1日最大給水量	浄水場の数	水源	浄水方法
伊根町簡易水道	本庄宇治、本庄浜、本庄上、蒲入、峠、津母、泊、六万部、井室、大原、新井、伊根、本坂、越山、滝根、湯之山、菅野、成、朴丸、野村、寺領	2,018人	1,965人	1,158t	6	表流水 湧水	凝集沈殿急速ろ過 前処理+緩速ろ過 凝集沈殿ろ過 消毒

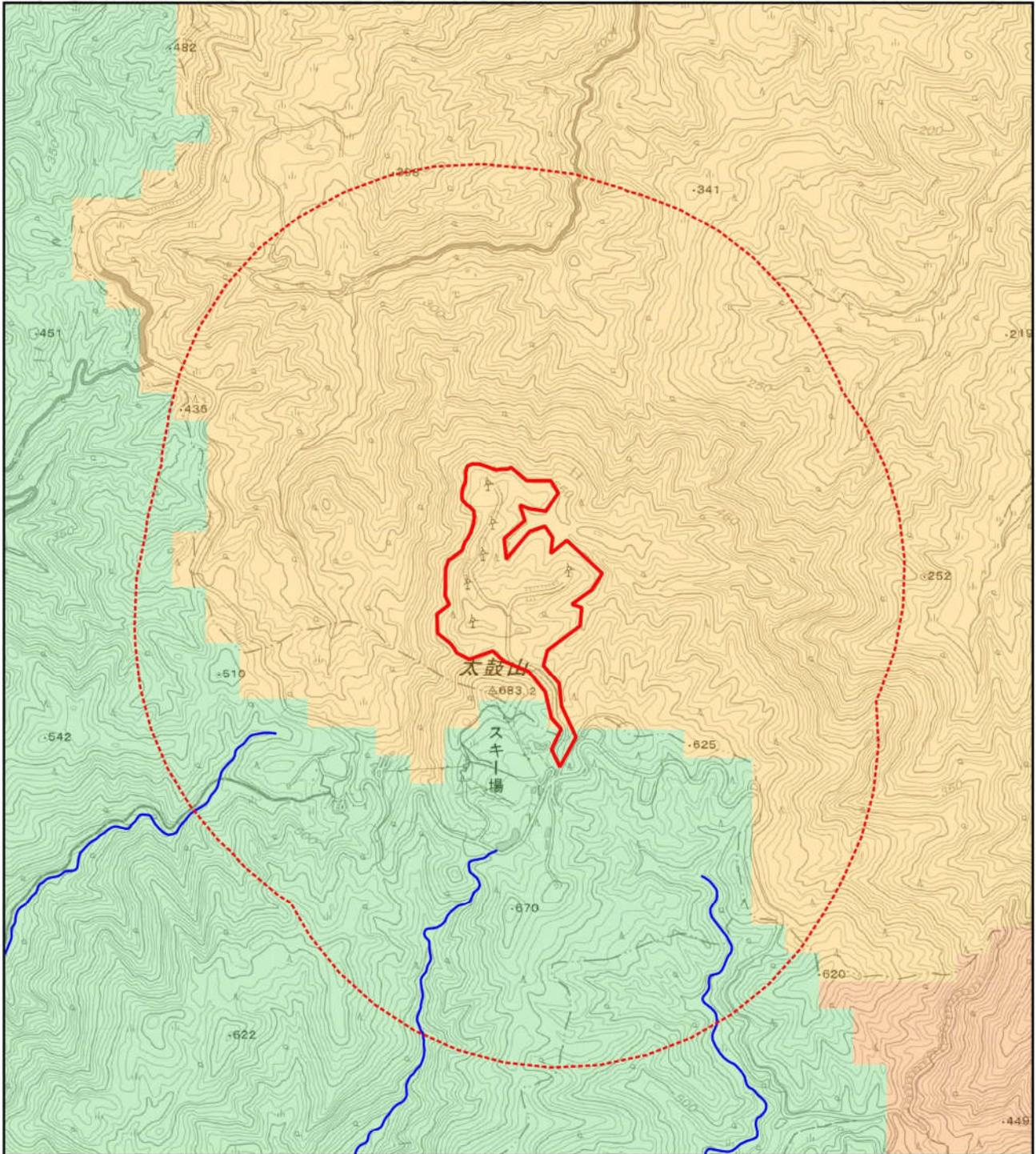
備考：伊根町簡易水道は、4つの簡易水道（伊根中央簡易水道、筒川南簡易水道、蒲入簡易水道、寺領簡易水道）と野村飲料水供給施設が統合された名称である。

出典等：「令和2年度 伊根町水道事業水質検査計画」（令和2年3月 伊根町役場地域整備課）及び伊根町役場地域整備課へのヒアリングを参考に作成した。

(2) 地下水の利用状況

基本的な調査対象範囲内では、地下水（湧水）を水源とする簡易水道及び小規模水道事業は行われていなかった。参考として、最寄りの簡易水道である寺領簡易水道（対象事業実施区域の北約2kmに位置）の位置を図2.3.4-2に示す。なお、「(1) 河川の利用状況」に記載のとおり、平成30年度に寺領簡易水道を含む4つの簡易水道と1つの飲料水供給施設が統合され、名称としては伊根町簡易水道となっている。

対象事業実施区域は主に筒川の流域に位置しており、寺領簡易水道は筒川流域内における湧水を地域住民に供給している。



凡例

— 内水面漁業権区域河川
宇川水系本支流

流域

- 宇川
- 犀川
- 筒川

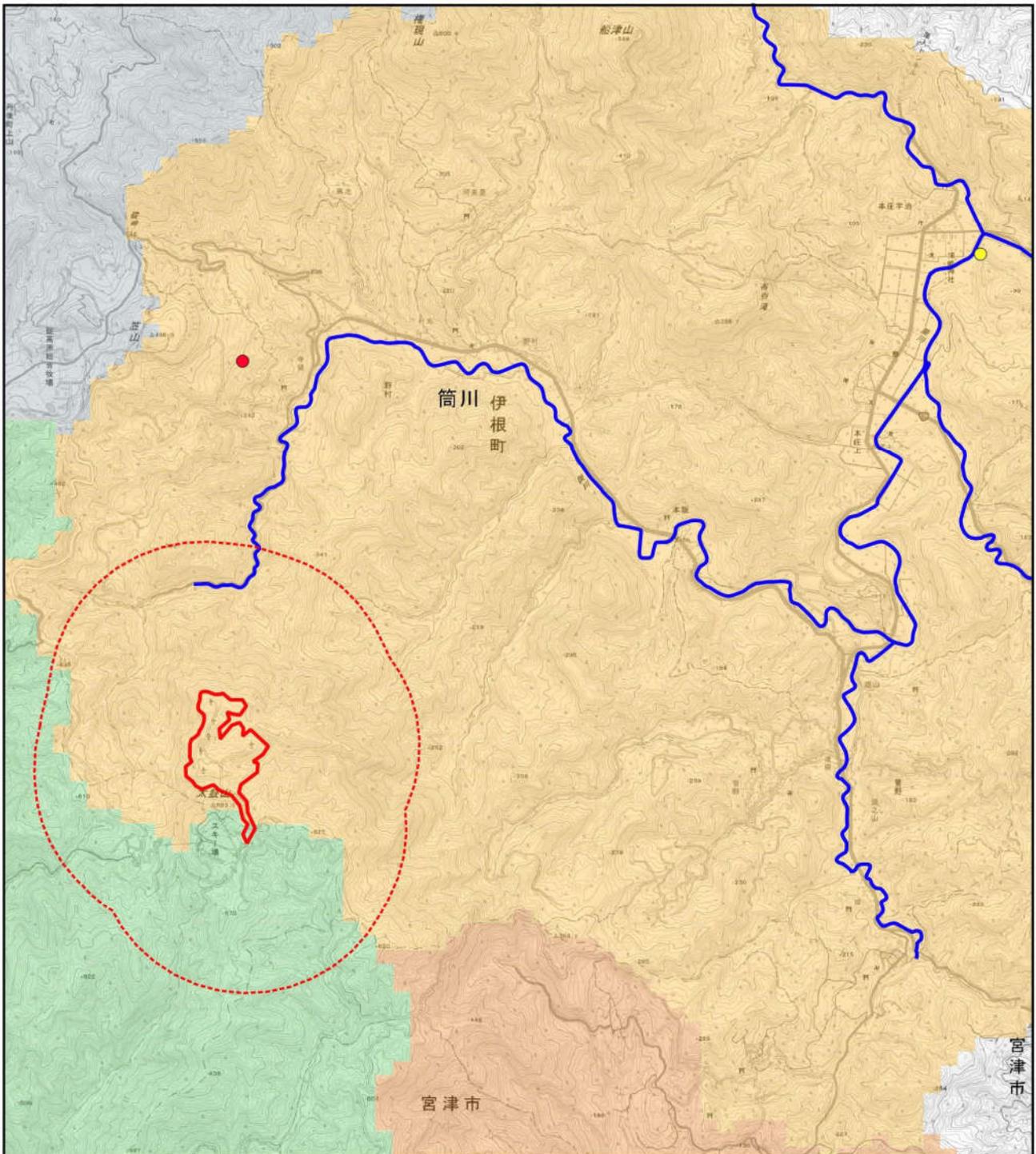
- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.4-1 内水面漁業権区域図

出典等：「京都府内の第5種共同漁業権の概要」（京都府内水面漁業協同組合連合会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）「国土数値情報 河川及び流域メッシュ」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考に作成した。



凡例

簡易水道事業施設

- 伊根中央簡易水道事業
- 寺領簡易水道事業

流域

- 筒川
- 宇川
- 吉野川
- 犀川

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

0.5 0 0.5 1 1.5 2 km



図 2.3.4-2 簡易水道事業施設位置図

出典等：「令和2年度 伊根町水道事業水質検査計画」（令和2年3月 伊根町役場地域整備課）、伊根町役場地域整備課へのヒアリング及び「国土数値情報 河川及び流域メッシュ」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

2.3.5 交通の状況

基本的な調査対象範囲における交通の状況の調査結果を表2.3.5-1に、調査路線及び調査地点位置を図2.3.5-1に示す。

基本的な調査対象範囲において最も交通量が多い路線は一般国道178号であり、昼間12時間交通量（平日）が7,289台、24時間自動車類交通量（平日）が9,549台であった。

表2.3.5-1 交通量調査結果（平日）

単位区間 番号	道路 種別	路線名	昼間12時間交通量			24時間 自動車類交通量			昼夜率	昼 間12 ク 時 間 比 率	昼 大 型 車 12 時 間 混 入 率
			上下合計			上下合計					
			小 型 車	大 型 車	合 計	小 型 車	大 型 車	合 計			
			(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)			
11460	3	一般国道178号	1,747	189	1,936	2,182	257	2,439	1.26	11.7	9.8
11480	3	一般国道178号	6,869	420	7,289	8,765	784	9,549	1.31	11.2	5.8
12180	3	一般国道482号	4,260	307	4,567	5,385	552	5,937	1.30	10.9	6.7
41500	4	網野岩滝線	4,587	171	4,758	5,754	431	6,185	1.30	11.4	3.6
41501	4	網野岩滝線	2,448	477	2,925	3,113	602	3,715	1.27	10.7	16.3
41510	4	網野岩滝線	1,614	185	1,799	1,970	225	2,195	1.22	14.6	10.3
41680	4	弥栄本庄線	551	89	640	662	112	774	1.21	13.6	13.9
42360	4	浜丹後線	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62210	6	碓網野線	627	28	655	742	51	793	1.21	11.9	4.3
62220	6	井辺平線	364	71	435	447	97	544	1.25	13.1	16.3
62300	6	間人大宮線	674	71	745	811	90	901	1.21	13.0	9.5
62400	6	浜詰網野線	1,897	64	1,961	2,345	145	2,490	1.27	10.2	3.3
62490	6	間人港線	274	21	295	332	43	375	1.27	13.1	7.0

注1：表中の単位区間番号は、図中の番号に対応する。

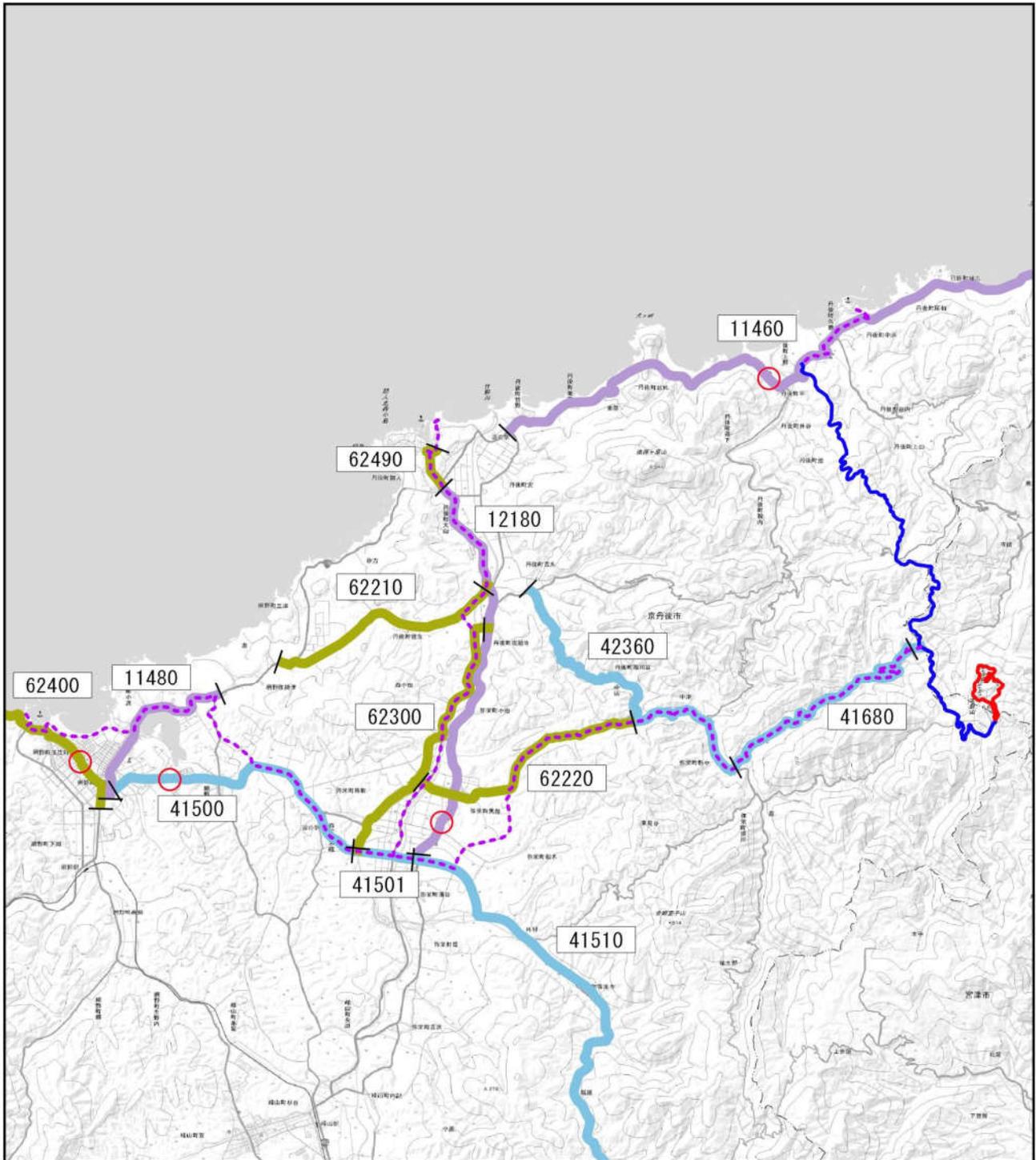
2：交通量の斜体は推計値を示す。

3：「—」は非観測区間を示す。

4：道路種別は、それぞれ以下の分類を示す。

- 1：高速自動車国道
- 2：都市高速道路
- 3：一般国道
- 4：主要地方道（都道府県道）
- 5：主要地方道（指定市市道）
- 6：一般都道府県道
- 7：指定市の一般市道

出典等：「平成27年度 道路交通センサス調査結果」（京都市が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を使用して作成した。



凡例

- 一般国道
- 主要地方道
- 一般府道
- 道路交通量調査地点

- 対象事業実施区域
- 主要な交通ルート
- 準備書段階
- - - 方法書段階

1 0 1 2 3 4 5 km



図 2.3.5-1 交通量調査区間及び調査地点位置図

出典等：「平成27年度 道路交通センサス調査結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を使用して作成した。

2.3.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

「国土数値情報 福祉施設、医療機関及び公共施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）及び「認定こども園一覧 [子育て支援情報 未来っ子ひろば]」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を用いて、配慮が特に必要な施設として以下の施設を抽出した。

- 社会福祉施設…児童福祉法第7条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に規定する認定こども園、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 医療施設………医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- 教育施設………学校教育法 第1条に規定する幼稚園、学校、図書館法第2条第1項に規定する図書館

基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設の抽出結果を表2.3.6-1～表2.3.6-3に、位置を図2.3.6-1～図2.3.6-3に示す。

対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲には、配慮が特に必要な施設は存在しないが、主要な交通ルートの沿線には配慮が特に必要な施設が存在している。

表2.3.6-1 社会福祉施設の調査結果

No.	分類	名称	所在地
1	認定こども園	丹後こども園	京丹後市丹後町間人300
2	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームふるさと	野町小浜613-2

注：表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

出典等：「国土数値情報 福祉施設」（国土数値情報サービス 最終閲覧月：令和2年7月）及び「認定こども園一覧 [子育て支援情報 未来っ子ひろば]」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表2.3.6-2 医療施設の調査結果

No.	分類	名称	所在地
1	医療施設	野間診療所	京丹後市弥栄町野中2245-1
2		宇川診療所	京丹後市丹後町久僧417
3		丹後ふるさと病院	京丹後市網野町字小浜673

注：表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

出典等：「国土数値情報 医療機関」（国土数値情報サービス 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表2.3.6-3 教育施設の調査結果

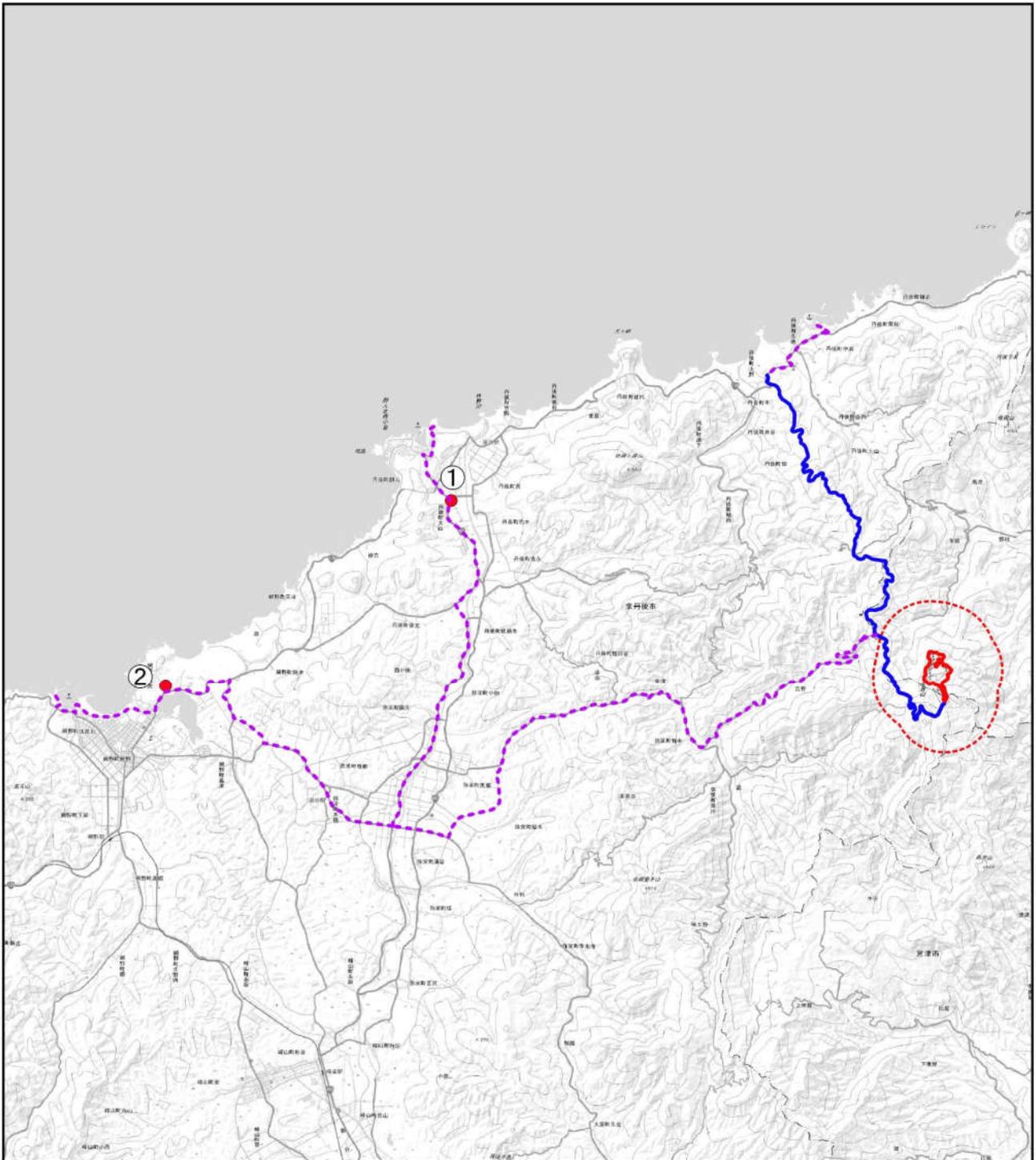
No.	分類	名称	所在地
1	小学校	宇川小学校	京丹後市丹後町上野120
2		網野北小学校	京丹後市網野町浅茂川1861
3	中学校	丹後中学校	京丹後市丹後町間人320
4	高等学校	網野高等学校 間人分校	京丹後市丹後町間人337

注：表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

出典等：「国土数値情報 公共施設」（国土数値情報サービス 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

「基盤地図情報 建築物」（国土地理院が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）より、基本的な調査対象範囲における建築物の位置を把握し、現地踏査により最寄りの住宅の位置を確認した結果を図2.3.6-4に示す。

対象事業実施区域から最も近い住宅は伊根町で確認され、その距離は約1.8kmであった。



凡例

- 社会福祉施設
- ① 丹後こども園
- ② 特別養護老人ホームふるさと

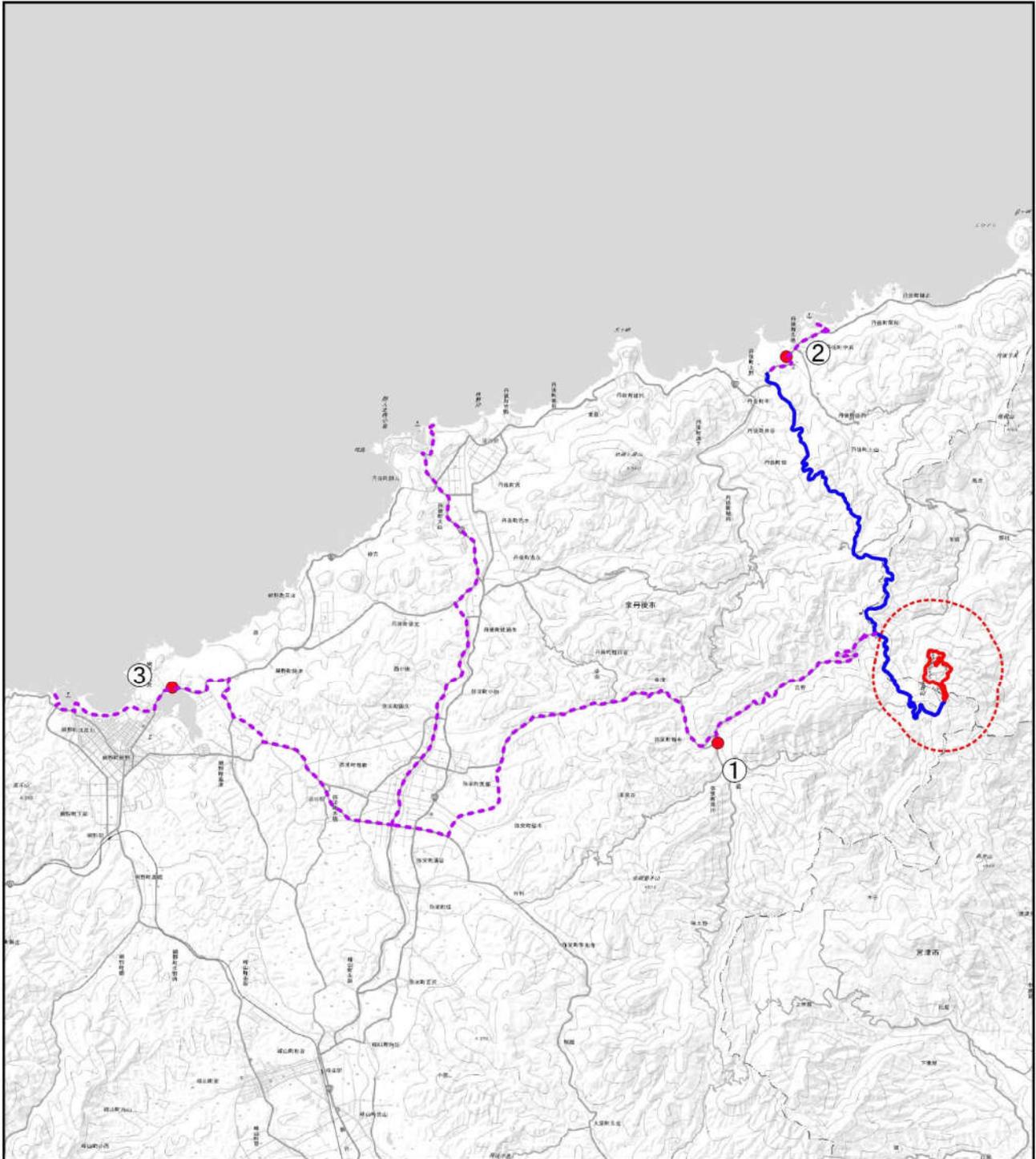
- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲
- 主要な交通ルート
- 準備書段階
- - - 方法書段階

1 0 1 2 3 4 5 6 km



図 2.3.6-1 社会福祉施設位置図

出典等：「国土数値情報 福祉施設」（国土数値情報サービス 最終閲覧月：令和2年7月）及び「認定こども園一覧〔子育て支援情報 未来っ子ひろば〕」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

- 医療施設
- ①野間診療所
- ②宇川診療所
- ③丹後ふるさと病院

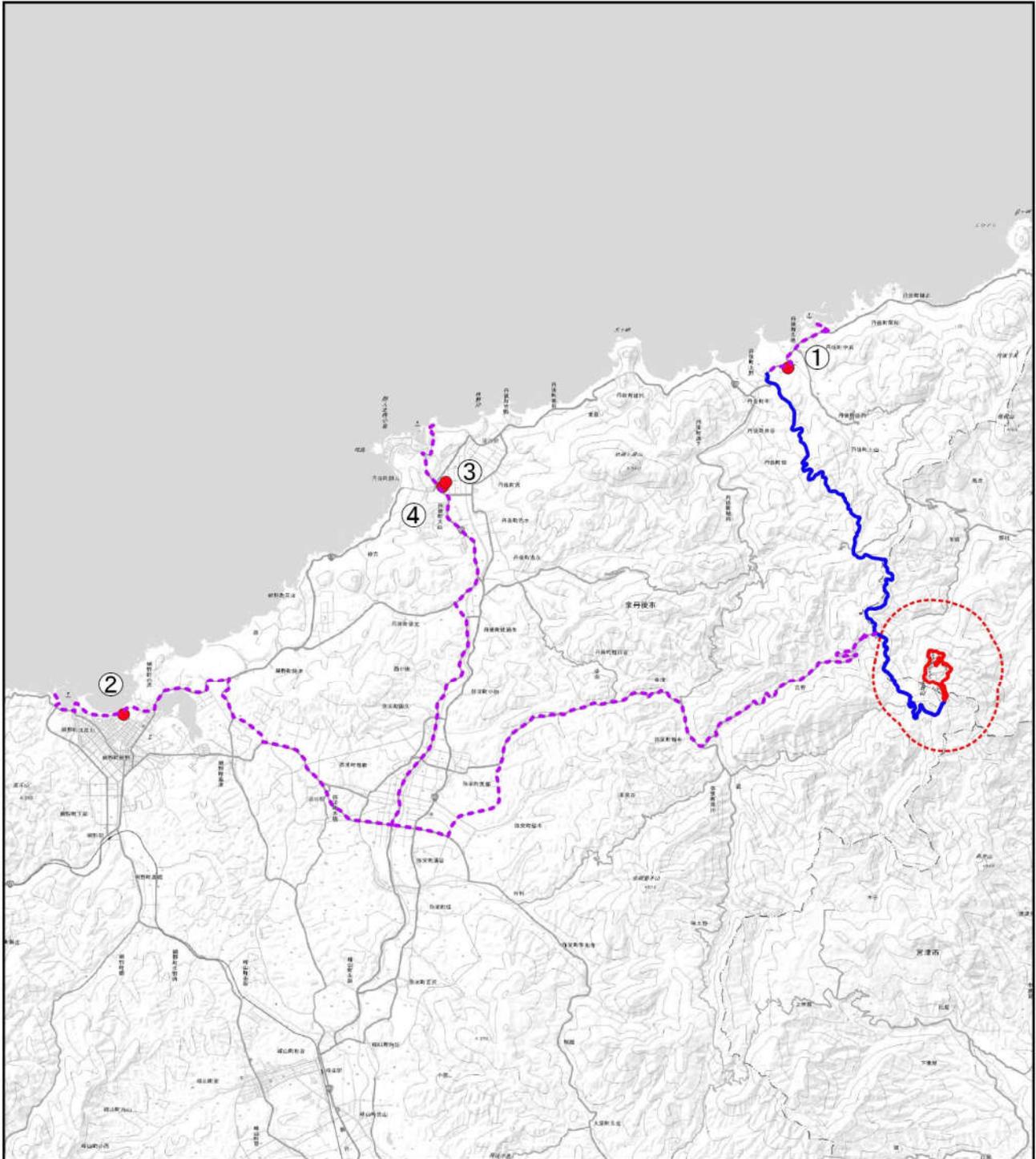
- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲
- 主要な交通ルート
- 準備書段階
- 方法書段階

1 0 1 2 3 4 5 6 km



図 2.3.6-2 医療施設位置図

出典等：「国土数値情報 医療機関」（国土数値情報サービス 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。ページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

- 教育施設
- ① 宇川小学校
- ② 網野北小学校
- ③ 丹後中学校
- ④ 網野高等学校 間人分校

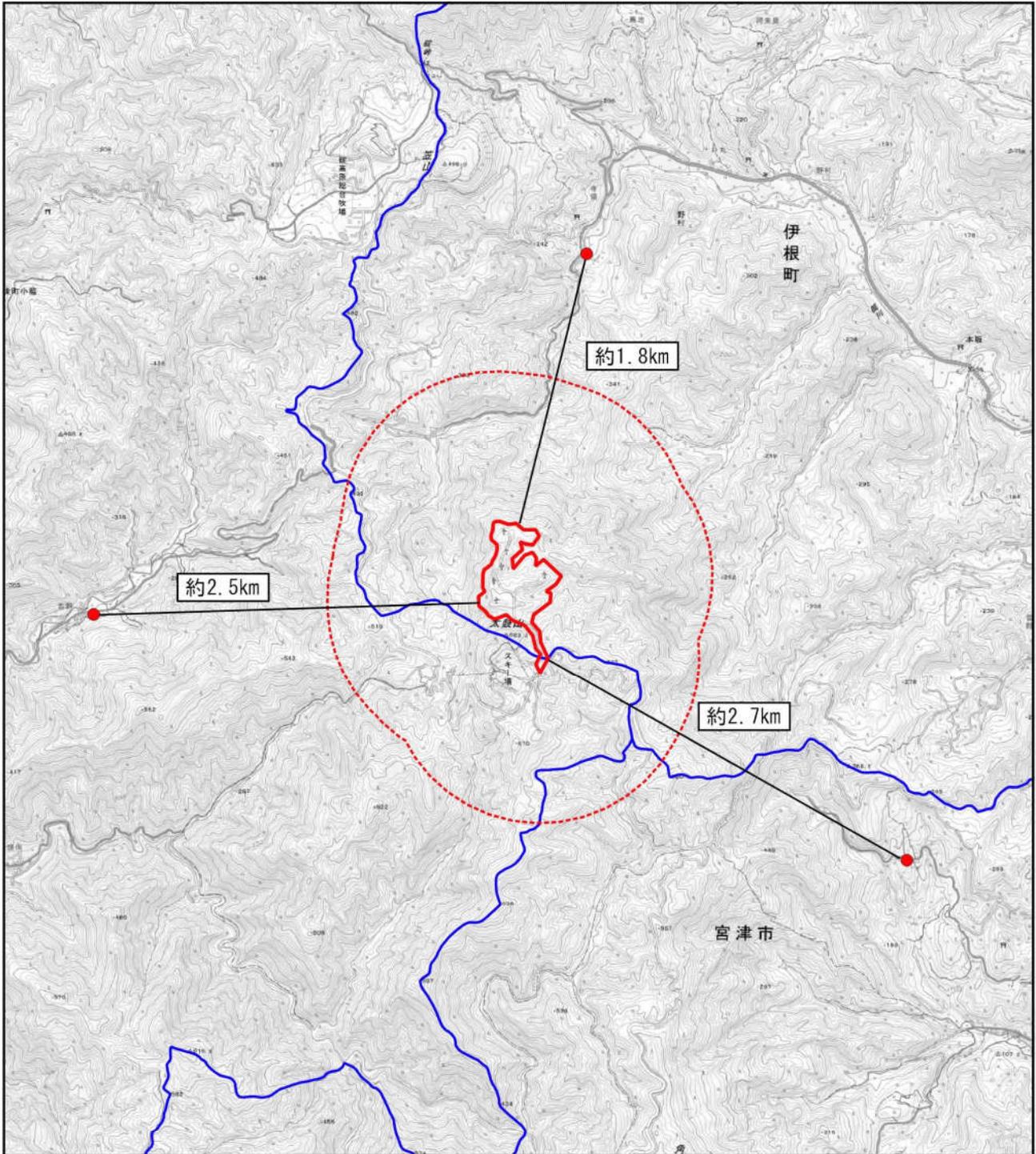
- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲
- 主要な交通ルート
- 準備書段階
- - - 方法書段階

1 0 1 2 3 4 5 6 km



図 2.2.6-3 教育施設位置図

出典等：「国土数値情報 公共施設」（国土数値情報サービス 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

● 関係自治体における最寄りの住宅位置

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲
- 行政界

0.5 0 0.5 1 1.5 2 km



図 2.3.6-4 最寄りの住宅位置図

出典等：「基盤地図情報 建築物」（国土地理院が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）及び現地踏査により作成した。

2.3.7 下水道等の整備の状況

伊根町、京丹後市及び宮津市における水洗化施設別の普及状況を表2.3.7-1に示す。

伊根町では浄化槽及び漁業集落排水が整備されており、平成30年度末の汚水処理人口は1,461人、汚水処理人口普及率は69.7%であった。

京丹後市では、下水道、農業集落排水、浄化槽、漁業集落排水が整備されており、平成30年度末の汚水処理人口は42,448人、汚水処理人口普及率は77.6%であった。

宮津市では、下水道及び浄化槽が整備されており、平成30年度末の汚水処理人口は14,065人、汚水処理人口普及率は78.5%であった。

表2.3.7-1 伊根町、京丹後市及び宮津市における水洗化施設別の普及状況

項目	単位	伊根町		京丹後市		宮津市		
		H29年度末	H30年度末	H29年度末	H30年度末	H29年度末	H30年度末	
行政人口	人	2,132	2,095	55,502	54,688	18,206	17,909	
下水道	処理人口	—	—	28,488	28,638	12,488	12,448	
	処理面積	ha	—	1,087	1,108	445	460	
	シェア	%	—	51.3	52.4	68.6	69.5	
農業 ^{注)}	処理人口	人	—	6,618	6,497	—	—	
	処理面積	人	—	283	283	—	—	
	シェア	%	—	11.9	11.9	—	—	
浄化槽	処理人口	人	306	308	7,199	7,162	1,632	1,617
	シェア	%	14.4	14.7	13.0	13.1	9.0	9.0
漁業 ^{注)}	処理人口	人	1,184	1,153	153	151	—	—
	シェア	%	55.53	55.04	0.28	0.28	—	—
処理人口(計)	人	1,490	1,461	42,458	42,448	14,120	14,065	
汚水処理人口普及率	%	69.9	69.7	76.5	77.6	77.6	78.5	

出典等：「京都府の水洗化普及率について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

注：農業…農業集落排水、漁業…漁業集落排水

2.3.8 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

基本的な調査対象範囲は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に規定する都市計画区域に該当しない。

2.3.9 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 公害関係法令等

風力発電事業に係る公害関連の環境基準等、規制基準等及び京都府における環境保全計画等について以下に示す。

①環境基準等

環境基本法（平成5年法律第91号）に規定する環境基準を以下に示す。

ア. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表2.3.9-1に示す。

表 2.3.9-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	
	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考1：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10µm以下のものをいう。

2：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

3：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

4：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典等：「大気汚染に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

イ. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準を表2.3.9-2に示す。

なお、基本的な調査対象範囲において、騒音に係る環境基準の類型指定はされていない。

表 2.3.9-2 (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の 類型	基準値		類型にあて はめる地域	類型指定 の有無
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)		
AA	50dB 以下	40dB 以下	環境基本法第16条 第2項の規定によ り県知事が類型ご とに指定する地域	×
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下		×
C	60dB 以下	50dB 以下		×

注：上記の表中、「○」：類型指定がされている 「×」：類型指定がされていない
 出典等：「騒音に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.3.9-2 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値		類型指定の有無
	昼間	夜間	
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	×
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	×

注：上記の表中、「○」：類型指定がされている 「×」：類型指定がされていない
 備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 出典等：「騒音に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.3.9-2 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値		類型指定の有無
昼間	夜間	
70dB 以下	65dB 以下	×

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋外へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。

注1：上記の表中、「○」：類型指定がされている 「×」：類型指定がされていない

2：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）をいう。

3：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典等：「騒音に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

ウ. 水質に係る環境基準

水質に係る環境基準を表2.3.9-3に示す。

なお、基本的な調査対象範囲において、水質に係る環境基準の類型指定はされていない。

表 2.3.9-3 (1) 人の健康の保護に係る環境基準

項目	区分	公共用水域	地下水
カドミウム		0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン		検出されないこと。	検出されないこと。
鉛		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム		0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀		0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		検出されないこと。	検出されないこと。
PCB		検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
クロロエチレン		—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		—	0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム		0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン		0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン		0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素		0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素		1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

備考1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、「水質汚濁に係る環境基準について「別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 2 年 7 月)に記載されている、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、「JIS K0102」43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと「JIS K0102」43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について「別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 2 年 7 月)を参考に作成した。

表 2.3.9-3 (2) 生活環境の保全に係る環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考 1：基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3：水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について「別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 2 年 7 月）を参考に作成した。

表 2.3.9-3 (3) 生活環境の保全に係る環境基準

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について「別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（環境省が運営するホームペ
ージ 最終閲覧月：令和 2 年 7 月）を参考に作成した。

エ. 土壌

土壌に係る環境基準等を表 2.3.9-4 に示す。

表 2.3.9-4 土壌に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1: カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

2: 「検出されないこと」とは、「土壌汚染に係る環境基準について「別表」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月: 令和 2 年 7 月) に記載されている、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3: 有機磷 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典等: 「土壌汚染に係る環境基準について」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月: 令和 2 年 7 月) を参考に作成した。

オ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準を表 2.3.9-5 に示す。

表 2.3.9-5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg- TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

出典等：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

②規制基準等

ア. 大気汚染

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、工場・事業場に設置されているばい煙・粉じん発生施設等に対し、排出基準または構造等に関する基準を定め、大気汚染の防止を図っている。風力発電所については規制対象に含まれない。

イ. 騒音

騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく規制基準等を表2.3.9-6～表2.3.9-8に示す。なお、基本的な調査対象範囲は、同法に基づく騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）には該当しない。

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）では、工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音を発生させる施設で規則に定めるものを「特定施設」とし、特定施設を設置しようとする者に届出を義務づけている。本事業は、事業計画によっては特定施設を設置する可能性があることから、届出を行い、適正に事業を実施する。

また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年 環境省）では、風車騒音に関する指針値が示されている。本資料によると、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に5dBを加えた値とされている（残留騒音が30dBを下回るような著しく静穏な環境である場合を除く）。

表 2.3.9-6 工場・事業場騒音の規制基準

時間区分 区域区分	昼間 (8:00～18:00)	朝 (6:00～8:00) 夕 (18:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	45dB	40dB	40dB
第2種区域	50dB	45dB	40dB
第3種区域	65dB	55dB	50dB
第4種区域	70dB	60dB	55dB

注：第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする（第2種区域にあつては夜間を除く）。

出典等：「工場騒音の規制について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.3.9-7 自動車騒音の要請限度

区域の区分		昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地区	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線を有する道路に面する区域及びc地区のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表に係らず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

出典等：「自動車騒音の規制について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.3.9-8 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制区域等 特定建設 作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない時間 (夜間)		1日における作業時 間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日に おける 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1 くい打機器等を使用する作業	85dB	午後7時 ～翌日午 前7時	午後10 時～翌日 午前6時	10時間 を越えな いこと	14時間 を越えな いこと	連続して6日を越え ないこと	禁止	
2 びょう打ち機を使用する作業								
3 さく岩機を使用する作業								
4 空気圧縮機を使用する作業								
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業								
6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業								
適用 除 外		A B C D E		A B		A B	A B C D E F	

備考1：騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2：表中A～Fは次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため緊急に行う必要がある場合
- D 道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合
- E 道路交通法第77条第3項（道路の使用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

出典等：「建設作業騒音の規制について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

ウ. 振動

振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する規制基準等を表2.3.9-9～表2.3.9-11に示す。また、基本的な調査対象範囲は、同法に基づく振動について規制する地域（以下「指定地域」という。）には該当しない。

表 2.3.9-9 工場・事業場振動の規制基準

時間区分 区域区分	昼間（8:00～19:00）	夜間（19:00～8:00）
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

注1：学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に定める値から5デシベルを減じた値とする（第1種区域の夜間を除く）。

出典等：「工場振動の規制について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.3.9-10 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前8時から午後7時まで）	夜間 （午後7時から午前8時まで）
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

出典等：「道路交通振動の規制について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.3.9-11 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制区域等 特定建設 作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない時間 (夜間)		1日における作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜日 休日に おける 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
1 くい打機等を使用 する作業	特定建設作 業の場所の 敷地の境界 線におい て、75dBを 超える大き さのもので ないこと。	午後7時 ～翌日午 前7時	午後10 時～翌日 午前6時	10時間を 越えない こと	14時間を 越えない こと	連続して6 日を越え ないこと	禁止
2 びょう打ち機を使用 する作業							
3 さく岩機を 使用する作業							
4 空気圧縮機を 使用する作業							
5 コンクリートポンプ又はアス ファルトポンプを設けて行 う作業							
6 バックホウ、トラクター ショベル、ブルドーザーを 使用する作業							
適用 除 外		A B C D E		A B	A B	A B C D E F	

備考1：振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。

2：表中のA～Fは次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運橋確保のため緊急に行う必要がある場合
- D 道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合
- E 道路交通法第77条第3項（道路の使用許可）、第80条（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

出典等：「建設作業振動の規制について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）及び「振動規制法施行規則第11条、別表第1」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

エ. 悪臭

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では規制地域内における工場や事業場を対象に、規制基準の遵守を定めている。対象事業実施区域が主に位置する伊根町は、規制地域を指定していない。ただし、対象事業実施区域の南端が一部位置する京丹後市は、旧大宮町の区域を規制地域として指定している。また、基本的な調査対象範囲に含まれる宮津市は、全域を規制地域として指定している。

京都府環境を守り育てる条例においては、悪臭に係る特定施設を定め、特定施設を設置している工場や事業場に対して届出を義務づけている。

オ. 水質汚濁

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、工場及び事業所からの排水について排水基準を規定している。風力発電事業に関しては、当該法の適用を受ける施設はない。

なお、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）では、水質汚濁防止法の対象施設に対して、同法の排水基準にかえて適用すべき排水基準を定めている。

カ. 土壌汚染

基本的な調査対象範囲においては、土壌汚染対策法に基づく指定区域及び調査対象とされた土地はない。

なお、事業の実施にあたっては、3,000m²以上の掘削を伴う土地の形質の変更を行う場合は、本法に則り手続きを行う必要がある。

キ. 地盤沈下

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に規定する規制区域については、基本的な調査対象範囲では指定されていない。

③その他の環境保全計画等

ア. 新京都府環境基本計画

京都府では、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針となる新京都府環境基本計画を平成22年10月に策定した。主な概要を以下に示す。

(基本方針)

持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市（まち）と美しい地域（むら）を創ることを基本方針とする。

(施策の展開方向)

- 持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進
- 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進
- 限りある資源を大切にす循環型社会づくりの推進
- 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

(目標年度)

21世紀半ば（2050年頃）の京都府が目指す環境像や社会像を展望しながら、概ね2020年を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにする。

(京都府が目指す社会像・環境像)

- 温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現
- 低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展
- 自然と文化と調和し共生する地域社会の実現
- 安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現
- 京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の進展

イ. 京丹後市環境基本計画

京丹後市では、本市の環境に関する状況や市民・事業者等の環境に対する意見等を把握したうえで、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指す将来の目標を定め、その実現のための施策を効果的に推進することを目的に「京丹後市環境基本計画」を策定した。主な概要を以下に示す。

(計画期間)

本計画の計画期間は、基本施策に関しては2018年度（平成30年度）までの10年間、重点プロジェクトの期間としては、2013年度（平成25年度）までの5年間とする。ただし、自然環境の再生や創造など長期的な視点が必要な事項もあるため、長期展望として20年後（令和9年度）を展望できるような目標と施策の方向を定めることとする。

(基本施策)

1. 豊かな自然を守り共生していくまち
豊かな自然環境の継承・水辺環境の保全・里地里山の再生
2. 環境に負荷を与えない暮らしをするまち
河川、湖沼、海の安全・快適な生活環境の保全・環境美化活動の推進・不法投棄対策の強化
3. 限りある資源を有効に活用するまち
ごみの発生抑制・ゴミの再資源化
4. 豊かな財産を環境に生かすまち
地域バイオマスの活用・環境と農林水産業の連携・環境と既存産業の融合
5. 低炭素社会に挑戦するまち
温室効果ガスの排出抑制・新エネルギーの普及啓発・省エネルギー、省資源の推進
6. 楽しく学びこどもに環境を育むまち
学校における環境教育の強化・地域における環境学習の強化

(重点プロジェクト)

1. 環境ビジネスモデル推進プロジェクト
2. 「山」「里」「海」水のリレープロジェクト
3. 京丹後リ・スタイル (Re-Style) プロジェクト
4. 地域環境学習推進プロジェクト

(2) 自然関係法令等

自然関係法令等による地域指定状況を表2.3.9-12に示す。また、基本的な調査対象範囲内に該当するものについては、その内容を次頁以降に示す。

表 2.3.9-12 (1) 自然関係法令等による地域指定状況

関係法令等		地域その他の対象	該当の有無	
			対象事業 実施区域	基本的な 調査対象範囲
自然 保護	自然公園法	自然公園（国立・国定公園）	○	○
		府立自然公園（府条例）	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全区域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	都市緑地法	緑化保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
		緑地協定	×	×
	近畿圏の保全区域の整備に関する 法律	近郊緑地保全区域	×	×
		近郊緑地特別保全地区	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○
	特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地の区域 （登録湿地、特に水鳥の生息地として国際的 重要な湿地）	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	京都府絶滅のおそれのある野生 生物の保全に関する条例	生息地等保全地区	×	×
	特定外来生物による生態系等に 係る被害の防止に関する法律	防除を行う区域（特定外来生物）	×	×
	京都府環境を守り育てる条例	府自然環境保全地域	×	×
特別地区		×	×	
野生動植物保護地区		×	×	
普通地区		×	×	
世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	世界自然遺産	×	×	
文化 財保 護	世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	世界文化遺産	×	×
	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
	京都府文化財保護条例	府指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
	伊根町文化財保護条例、京丹後市文 化財保護条例、宮津市文化財保護条 例	市町村指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
景 観	景観法	景観計画区域、景観地区、準景観地区	×	×
	古都における歴史的風土の保存に 関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×

注：上記の表中、「○」：該当する 「×」：該当しない 「-」：未指定

表 2.3.9-12 (2) 自然関係法令等による地域指定状況

関係法令等	地域その他の対象	該当の有無		
		対象事業実施区域	基本的な調査対象範囲	
国土防災	森林法	保安林（国有保安林、民有保安林）	×	○
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	×
	海岸法	海岸保全区域	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜崩落危険区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
土地利用	都市計画法	都市計画区域、準都市計画区域、区域区分（市街化区域、市街化調整区域）、用途地域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域、農用地区域	×	○
	水産資源保護法	保護水面	×	×
	港湾法	港湾区域	×	×

注：上記の表中、「○」：該当する 「×」：該当しない 「-」：未指定

①自然公園法

自然公園の位置を図2.3.9-1に示す。

基本的な調査対象範囲は、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に規定する丹後天橋立大江山国定公園に指定されている。対象事業実施区域の大部分は自然公園に指定されていないが、南端の一部が国定公園の第2種及び第3種特別地域に指定されている。

②鳥獣保護区

鳥獣保護区の位置を図2.3.9-2に示す。

基本的な調査対象範囲は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に規定する弥栄町スイス村鳥獣保護区に指定されている。対象事業実施区域の大部分は鳥獣保護区に指定されていないが、南端の一部が鳥獣保護区に指定されている。

③保安林

保安林の位置を図2.3.9-3に示す。

基本的な調査対象範囲には、「森林法」（昭和26年法律第249号）に規定する保安林（なだれ防止保安林）が位置する。なお、対象事業実施区域には保安林は存在していない。

④砂防指定地

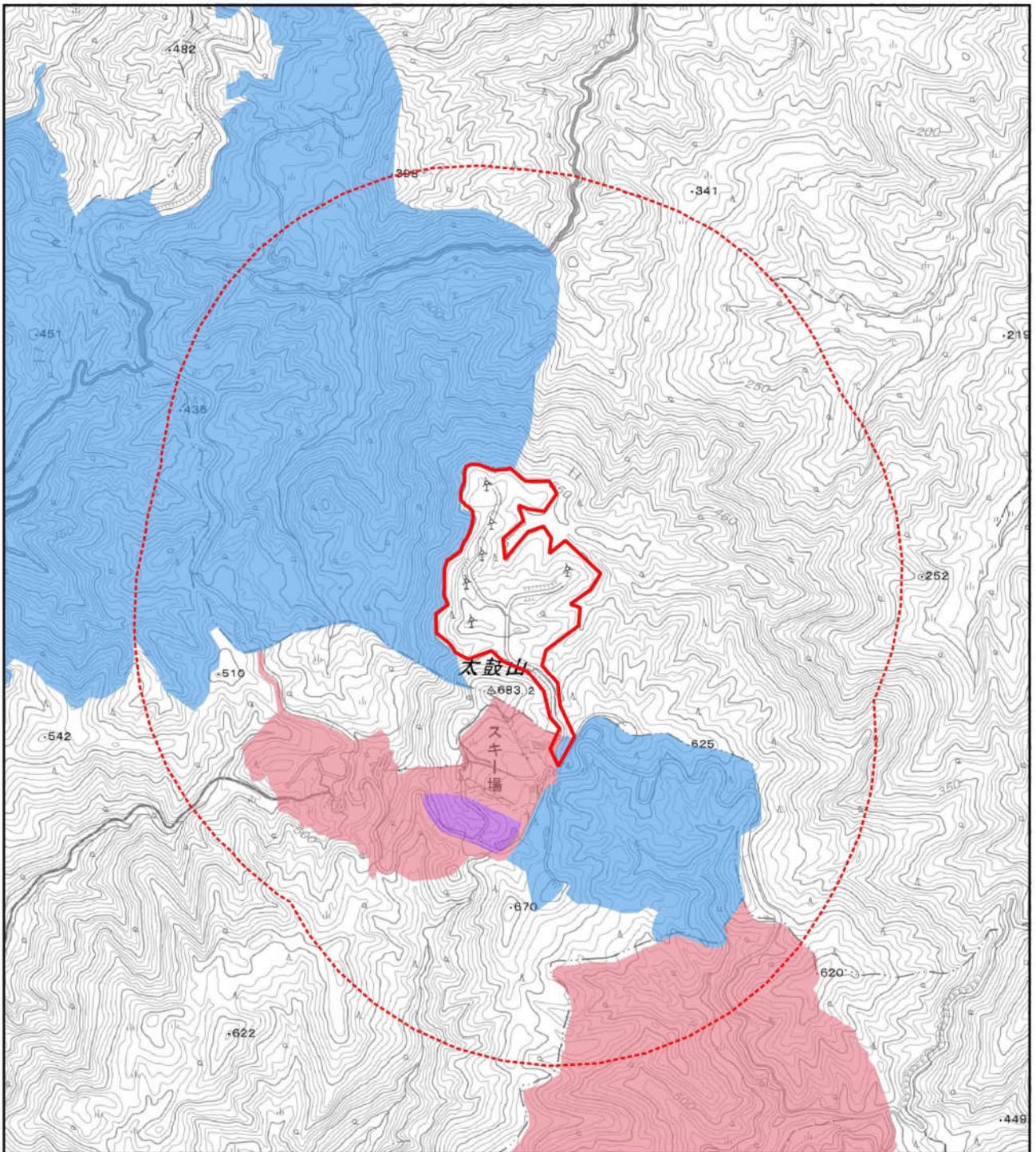
砂防指定地の位置を図2.3.9-4に示す。

基本的な調査対象範囲は、「砂防法」(明治30年法律第29号)に規定する砂防指定地に該当する。なお、対象事業実施区域は砂防指定地に指定されていない。

⑤農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定地域

農業振興地域及び農用地区域の位置を図2.3.9-5に示す。

基本的な調査対象範囲は、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)に規定する農業振興地域及び農用地区域に該当する。なお、対象事業実施区域は、農業振興地域及び農用地区域に該当していない。



凡例

自然公園

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

対象事業実施区域

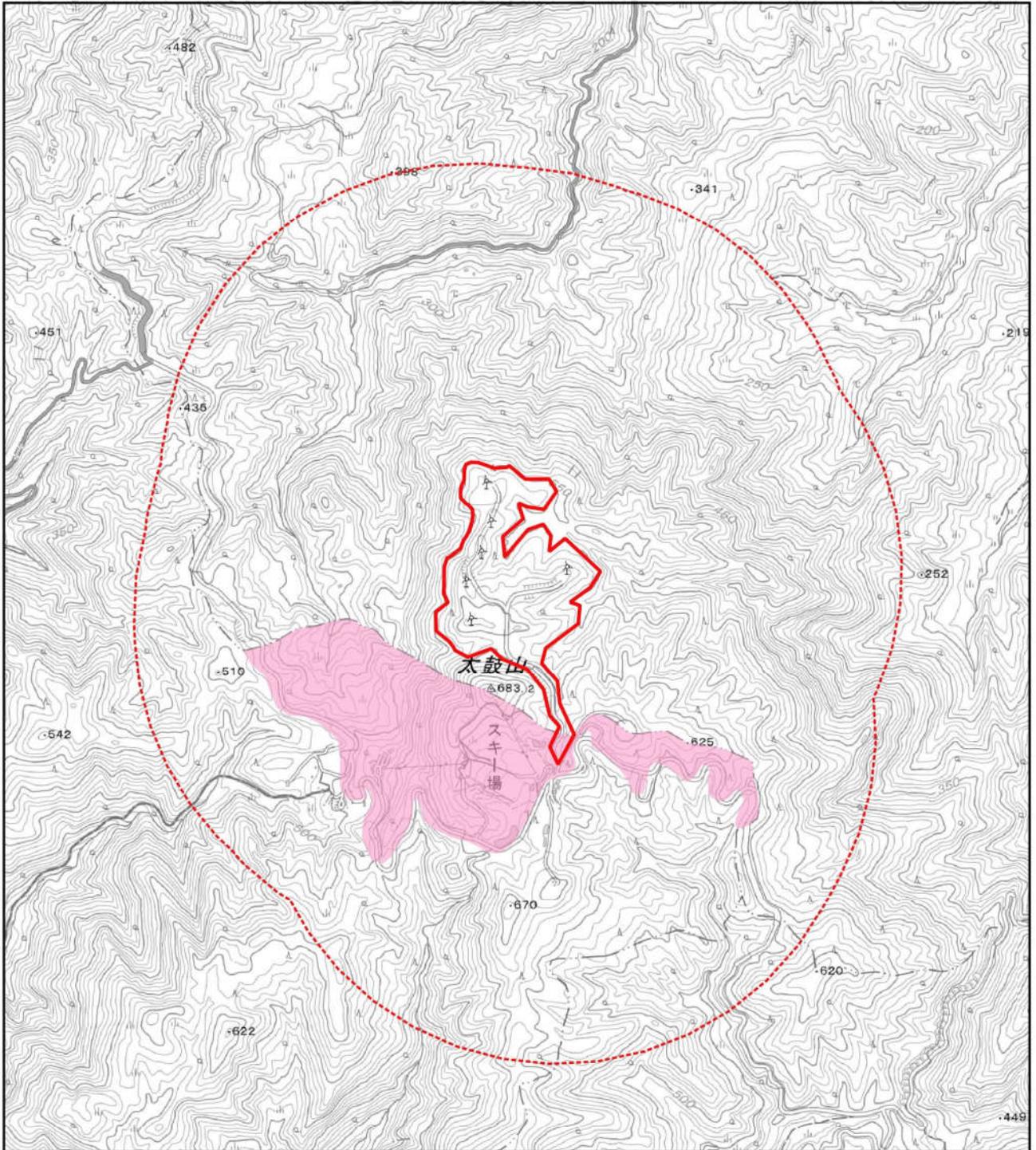
基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.9-1 自然公園

出典等：「自然環境情報GIS 国立公園区域等」（環境省生物多様性センターが運営）のGISデータ及び「丹後天橋立大江山国定公園 公園区域及び公園計画図」（京都府環境部自然環境保全課）（最終閲覧月：令和2年7月）を参考にして作成した。



凡例

鳥獣保護区

対象事業実施区域

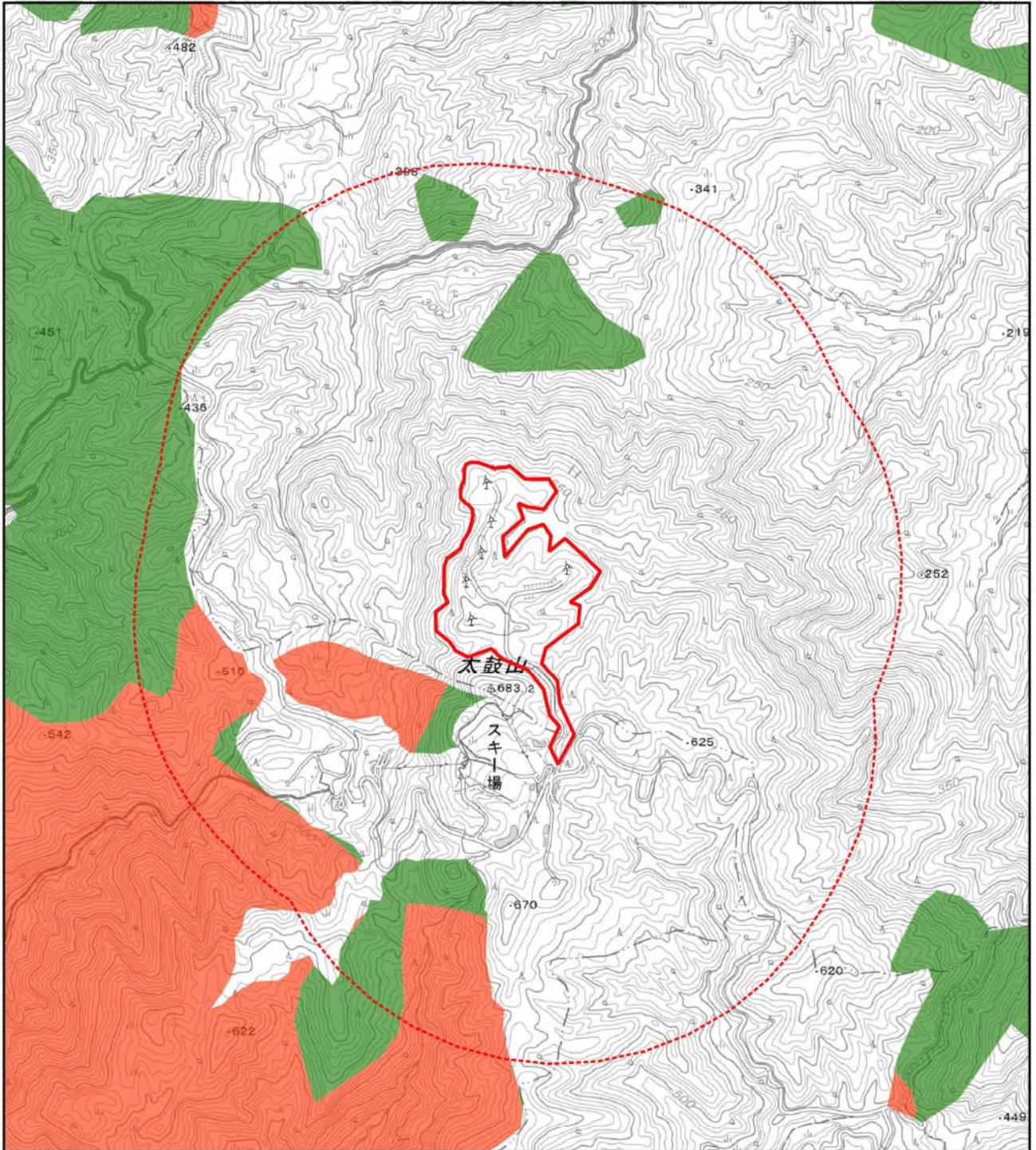
基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.9-2 鳥獣保護区

出典等：「国土数値情報 鳥獣保護区」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータ及び「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」（京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考にして作成した。



凡例

保安林

国有保安林

民有保安林

対象事業実施区域

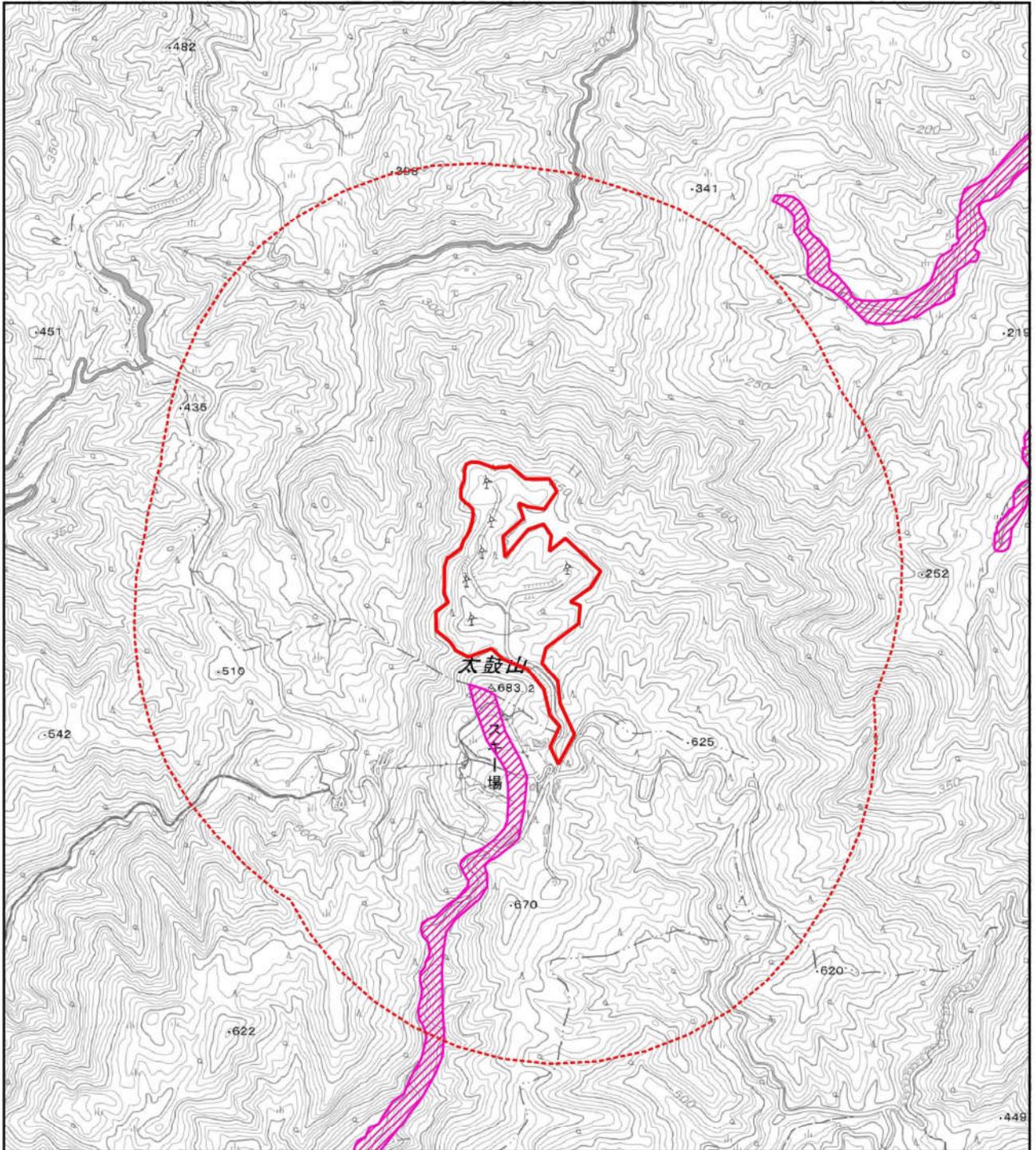
基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.9-3 保安林

出典等：「国土数値情報 森林地域」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考にして作成した。



凡例

 砂防指定地

 対象事業実施区域

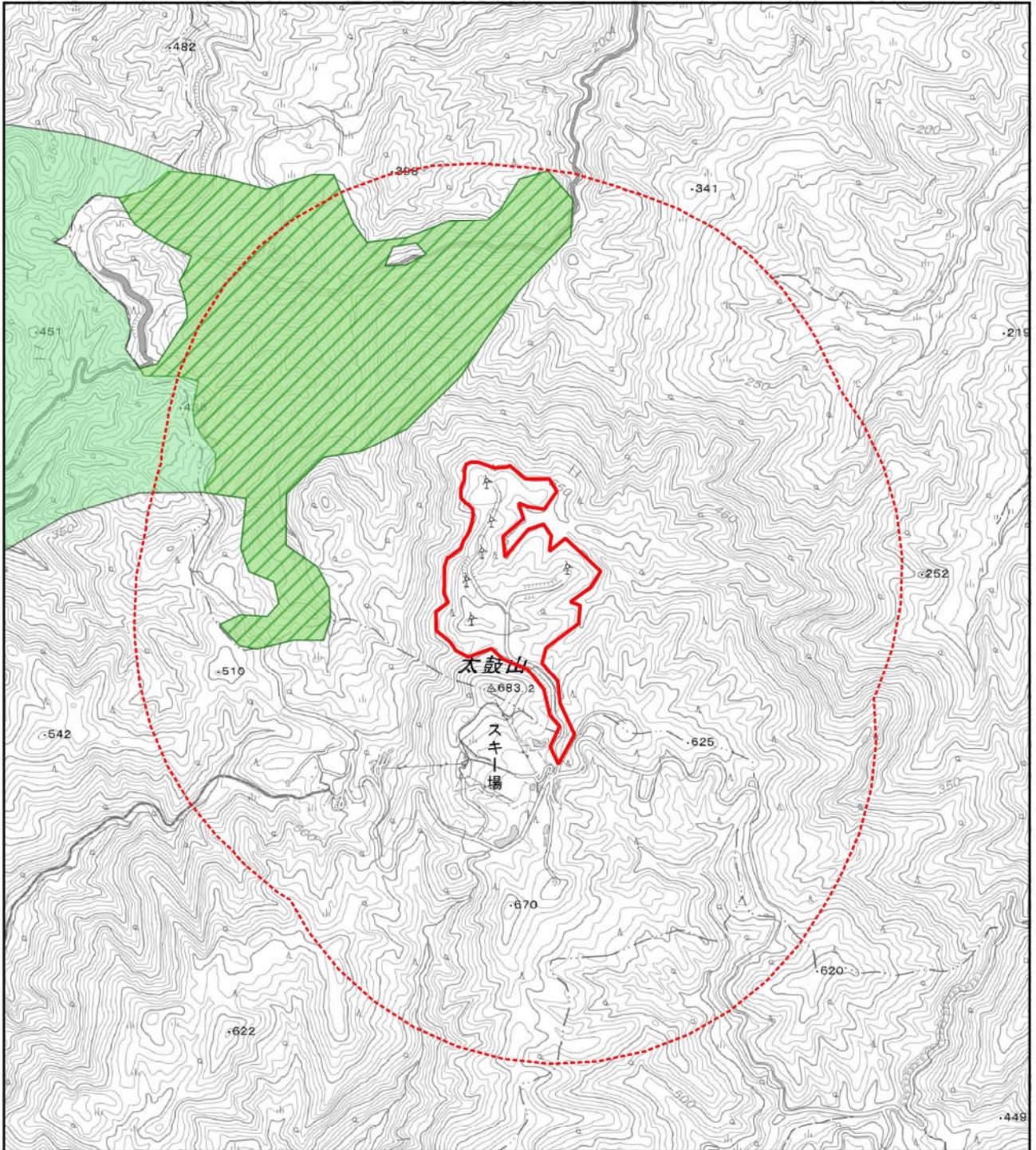
 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.9-4 砂防指定地

出典等：「管内図」（丹後広域振興局建設部 丹後土木事務所 最終閲覧月：令和2年7月）を参考にして作成した。



凡例

- 農業振興地域
- 農用地区域

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.3.9-5 農業振興地域等の指定状況

出典等：「国土数値情報 農業地域」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考にして作成した。

2.3.10 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

(1) 埋蔵文化財包蔵地

「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」（京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考にして、埋蔵文化財包蔵地の抽出を行った。

基本的な調査対象範囲には埋蔵文化財包蔵地はなかった。なお、参考として、最寄りの埋蔵文化財包蔵地の抽出結果を表2.3.10-1に、位置を図2.3.10-1に示す。

表2.3.10-1 埋蔵文化財の概要

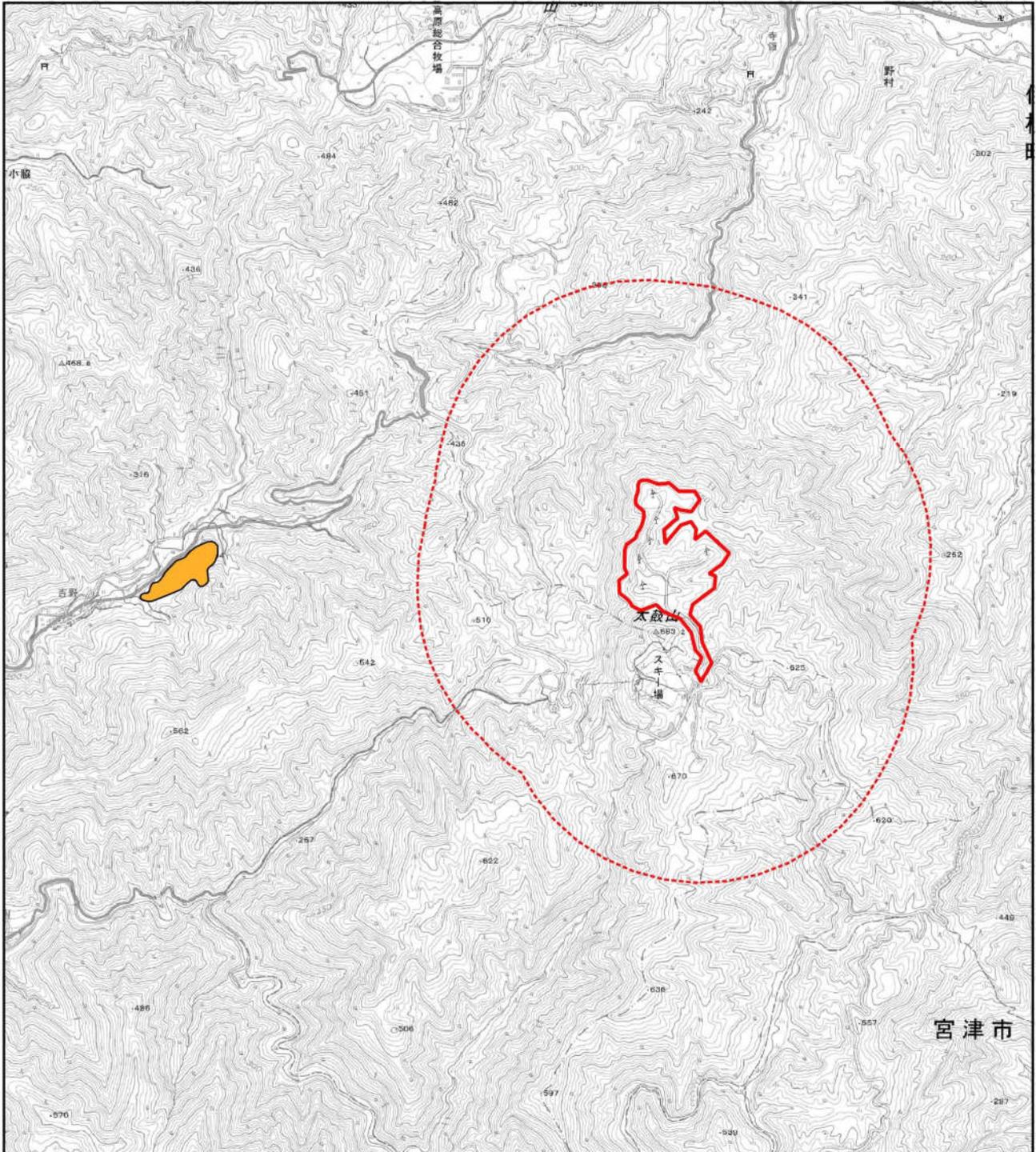
番号	名称	所在地	時代	種別
1	吉野城跡	京丹後市弥栄町須川城ヶ原	中世	山城

出典等：「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」（京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

(2) 指定文化財

「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」（京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考にして、指定文化財等の抽出を行った。

基本的な調査対象範囲には、史跡・名勝・天然記念物・指定文化財はなかった。



凡例

 埋蔵文化財包蔵地

 対象事業実施区域

 基本的な調査対象範囲

0.5 0 0.5 1 km



図 2.3.10-1 埋蔵文化財包蔵地分布図

出典等：「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」
 （京都府自治体情報化推進協議会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

2.3.11 その他の事項

(1) 廃棄物の状況

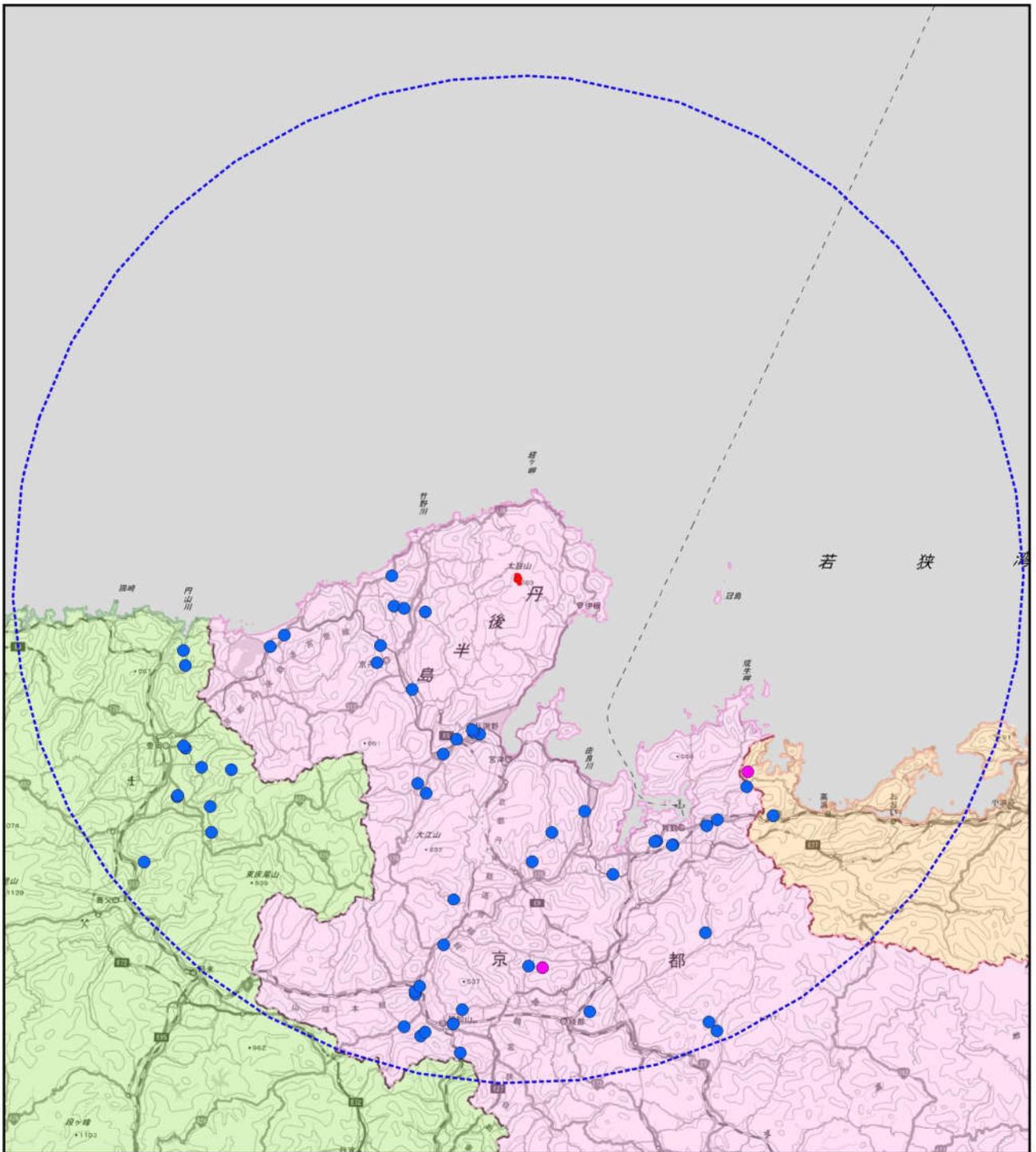
「国土数値情報 廃棄物処理施設」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：平成30年11月)から、対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲における産業廃棄物処理施設を抽出した。中間処理施設及び最終処分場の施設数を表2.3.11-1に、位置を図2.3.11-1に示す。

対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲において、産業廃棄物の中間処理施設は56件、最終処分場施設は2件であった。

表2.3.11-1 対象事業実施区域周辺における産業廃棄物処理施設数

府県	産業廃棄物処理施設 (件)	
	中間処理施設	最終処分場
京都府	44	1
兵庫県	11	0
福井県	1	1
合計	56	2

出典等：「国土数値情報 廃棄物処理施設」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。



凡例

- 中間処理施設
- 最終処分場

- 京都府
- 兵庫県
- 福井県

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から50kmの範囲

5 0 5 10 15 20 25 30 km



図 2.3.11-1 廃棄物処理施設

出典等：「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考にして作成した。

(2) 第5次伊根町総合計画

伊根町では、これまで第4次計画まで策定しまちづくりを進めてきたが、第5次計画では、第4次計画の「夢物語」から「厳しい現実を見据えた手の届く夢」へと大きく方向変換した考え方を踏襲しつつ、伊根町がおかれている新たな課題を加味、構成し、平成22年度以降の計画を策定した。主な概要を以下に示す。

(伊根町が目指す目標像)

『人』を中心に捉え、住民一人ひとりがいきいきと暮らしていけることをす目標像とする。

- ①自然に包まれた生活環境の維持
- ②潤いある豊かな暮らしの創出
- ③安心な暮らしの確保
- ④伊根町の未来を育む
- ⑤人の繋がりを大切にした地域の維持
- ⑥郷土の歴史や文化の磨きあげ

(施策の柱)

「ひとが生き生き」の実現に向けて、住民と行政が一丸となって推し進める施策として6本の柱を設定した。

- 生き生き・学び育む「ひと」の未来
- 生き生き・気づき磨く地域の財産
- 生き生き・暮らしの応援
- 生き生き・生活環境の充実
- 生き生き・未来の創造
- 生き生き・頑張る行政

(3) 伊根町景観計画

伊根町は、平成23年4月1日より景観行政団体へ移行し、景観法に基づき伊根町景観計画を平成26年に策定した。本計画は、景観法（平成16年法律第100号）第8条に基づく計画として、第5次伊根町総合計画の基本計画に掲げる「景観保全の取組み」を推進させるための景観施策に係る伊根町全体計画である。

本計画では、伊根町内全域を伊根町景観計画区域に指定しており、農林漁業と自然との調和を図りながら、観光にも配慮したまちづくりを進めていくことを基本方針としている。

以下に、伊根町景観計画区域での良好な景観の形成のための行為の制限を示す。

○届出対象となる行為

伊根町景観計画区域においては、景観に与える影響が大きいと考えられる次の行為を行う場合に届出を必要とする。

- ・建築物

高さが 15m 以上、又は建築面積が 500 m²以上の建築物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

- ・工作物

高さが 15m 以上の工作物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

- ・その他

都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為であって、3,000 m²以上の区画形質の変更。

○景観形成基準

伊根町景観計画区域においては、次のことを基準として設ける。

- ・建築物の建築等及び工作物の建設等の基準について

- ①形態及び意匠

周辺の景観との調和に配慮し、統一感のあるものとする。

- ②色彩

周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。

- ③素材

周辺の景観との調和に配慮し、金属やガラス等の光沢ある素材を外部壁面等に使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないようにすること。

- ・その他の基準について

- ①土地の形質の変更については、壁面や法面に植栽を施し、町並みや自然など周辺の環境と調和するものとする。

(4) 京都府景観条例

良好な景観の形成についての基本理念を定め、景観法に基づく施策とともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって府民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、平成19年3月に「京都府景観条例」を制定している。

景観形成に関する協定において、(ア) 建築物の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）に関する基準、(イ) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準、(ウ) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準、(エ) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項、(オ) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準、(カ) 農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地をいう。）の保全又は利用に関する事項、(キ) その他良好な景観の形成に関する事項、が良好な景観の形成のための必要な事項として挙げられ、認定を受けようとする土地所有者等は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(5) 天橋立周辺地域景観まちづくり計画

京都府では、天橋立周辺地域の自然、歴史及び文化などの地域特性を踏まえた良好な景観形成の方向性を確立し、景観法を活用したその実現方策とともに、観光振興や地域活性化にもつながる景観を活かしたまちづくり方策について、地元団体を中心とした検討会及び住民・事業者の皆様の御意見を伺いながら「天橋立周辺景観まちづくり計画」を平成20年5月に策定した。主な概要を以下に示す。

(基本方針)

- 天橋立のシンボル景観の保全
- 地域に根ざした景観資源の活用による地域力の向上
- 住民、事業者、行政の協働による景観まちづくり

(景観形成の目標と基準のガイドライン)

建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更についてゾーン別、行為の種類別に届出対象となる行為を定めている。また、工作物及び開発行為等に係る景観形成の基準を示し、一定規模以上の行為を行う場合は景観法に基づく届出が必要である。

(6) 宮津・天橋立景観計画

「宮津・天橋立景観計画」は、平成20年5月に京都府が策定し、同年11月から、宮津市域分について当市が運用をしている。

主な概要を以下に示す。

(景観形成にあたっての基本方針)

- ①天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全
- ②地域に根ざした景観資源の保全と、それを活かした良好な地域景観形成

(景観形成方針及び基準)

各ゾーン（①自然景観保全ゾーン、②俯瞰景観重点ゾーン、③幹線道路沿岸ゾーン、④眺望景観沿道ゾーン、⑤市街地ゾーン、⑥溝尻集落重点景観形成ゾーン）ごとに定められている。